● 加西市への移住・定住で





加西市の移住定住サイトはこちら



加西市では、若者世帯の増加による地域の活性化を図るため、様々な住まいに関する支援 を市独自で行っていますが、**令和 5 年度より、制度を以下のとおり、さらに拡充しました!**

【補助金交付例】

- ※結婚後3年間市内の賃貸アパートに居住した若者世帯が、住宅を新築し、【フラット 35】 を利用して3,000万円を借り入れした場合
 - ① 結婚新生活支援制度(補助上限額がアップ) 600,000 円 賃貸住宅の敷金・礼金や引っ越し費用を最高 60 万円補助
 - ②新婚世帯向け家賃補助 (所得制限を撤廃) 432,000 円 月 12,000 円×12 月×3 年間
 - ③若者定住促進住宅補助(補助上限額がアップ) 500,000 円 住宅を新築・購入した場合に住宅取得費用の 5%(上限 50 万円)補助
 - ④【フラット 35】地域連携型(子育て支援) 802,016 円 (※)

当初5年間の金利を0.5%引き下げ

※総返済額からの軽減額(借入額3,000万円、借入期間35年、借入金利1.80%で試算した場合)

1 + 2 + 3 + 4 = 2,334,016

※補助内容・要件等の詳細は、裏面および加西市ホームページをご確認ください。

【問合先】産業部ふるさと振興課(加西市役所4階南)TEL:0790-42-8764



さらに、子育て応援 5 つの無料化を実施中!! お子様の保育料・給食費・医療費などが無料!!



①結婚新生活支援制度

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して、新居の敷金・礼金や引越費用を一部補助します。

■主な補助要件

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日まで の間に婚姻届を提出した新婚世帯。
- ②夫婦の令和4年分の総所得金額が合計500万円 未満であること。(特例あり)
- ③申請日において夫婦の双方、または一方の住所 が加西市内の新居の住所となっていること
- ④婚姻日において夫婦のいずれの年齢も 39 歳以 下であること

■補助対象となる家賃

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った経費で、次の項目に該当するもの

- (1) 新居となる賃貸住宅の敷金、礼金、仲介手数料
- (2) 新居への引越費用(引越業者等に支払った引越費用に限ります)
- (3) 新居となる住宅のリフォーム費用
- (1) ~ (3) の合計額を補助。(上限 30 万円※)
- ※夫婦がともに 29 歳以下の場合は上限 60 万円



②新婚世帯向け家賃補助制度

市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯等に対して家賃の一部を補助します。

■主な補助要件

- ①平成25年4月1日以降に、新たに加西市内の 民間賃貸住宅と契約後に転居し、継続して居住 されており、かつ住民基本台帳に記載されてい る方。
- ②婚姻届出日より 3 年以内の申請で、夫婦の満年齢の合計が 80 歳以下の新婚夫婦世帯。

■補助対象となる家賃

民間賃貸住宅の月額賃料(共益費、駐車場使用料等 を除く)から住宅手当を差し引いた金額

※月額最大 12,000 円(最長 36 カ月)

■令和5年度より所得基準を撤廃しました!



③若者定住促進住宅補助制度

市内で住宅を新築・購入し居住する若者世帯等に補助金を交付します。

■主な補助要件

- ①自分が住むための一戸建て住宅、分譲共同住宅 等を新築または購入した方
- ②世帯主とその配偶者の合計年齢が 80 歳以下の 若者世帯(単身世帯は 40 歳以下)または自らの 未就学の子どもを含む子育て世帯で、取得した 住宅に住民登録し、かつ居住している世帯
- ③住宅を新築または購入するための借入れ(10年以上)がある方
- ④取得した住宅の登記名義人

■補助金額

最高 50 万円



④【フラット35】地域連携型

「若者定住促進住宅補助制度」の補助対象者の方が、住宅ローンで【フラット 35】地域連携型(子育て支援)を利用した場合、金利の優遇措置を受けることができます。

■主な要件

- ①「若者定住促進住宅補助制度」の補助対象者であること
- ②住宅の床面積が 70 ㎡以上(共同住宅の場合は 50 ㎡以上)であること
- ■金利優遇

当初 5年間の金利を 0.5%引き下げ

